

# 幕藩制下における賄賂政治の実態と 大塩事件勃発の必然性

—東京大学史料編纂所所蔵稀覯史料『後藤家記録』の紹介—

The Bribery case in the last period of the Tokugawa  
Regime and Heihachirō Ōshio's Revolt in 1837

中瀬 寿一                      村上 義光  
Toshikazu Nakase              Yoshimitsu Murakami

## I. はじめに

—竹越与三郎、「大御所時代50年間、の失政に対する弾劾」として、  
大塩事件把握の画期的意義—

大正デモクラシーの立場に立って、竹越与三郎が、かつて膨大な名著『日本経済史』第6巻（平凡社、1920年刊）において、大塩事件勃発の歴史的背景を深く掘りさげ、この事件こそ、将軍家斉（いわゆる「大御所様時代」を含む）の「50年間の失政に対する弾劾を試みる」（同巻P.620）べく、まさに必然的に起こった鉄槌だ、として、次のように先駆的に論じていたことが、今日あらためて思いおこされる—。

「是れ天下幕政に飽きて、人心変を思ふの兆にして、貨幣の劣悪より来る物価の騰貴、凶作より来る米価の騰貴、窮民の飢餓等の原因より民乱を生じたる一事は、幕府が経済上に於て後來倒れざるべからざる運命を含みたるを予告したる…」(同P.627)

ここには、大塩事件のもつ画期的意義が、たんなる「天保飢饉説、や「大塩病氣（疳癩持）説、とはことなって、きわめて鋭く的確に指摘されていたことに驚かされる。

ことに竹越は、「寛政十一（注. 1799）年より文化十三（1816）年に至る十八年間に財用の不足五十余万両に達し」、それを補うために貨幣悪鑄策に依存し、「当時の貨幣は、元録の改鑄以来数次の改鑄を経て、今や世界最悪の貨幣の一」となっていたこと、「文政十一（1828）年より天保八（1837）年まで十年間に改鑄によりて幕府が利益したる所、実に九百万八千両に達した」（同P.618～619）こと、それらによる物価騰貴、米価高騰、そしていちじるしい民衆の窮乏化と、他方一部特権層の富裕化、貧富の差の拡大、その他、大塩平八郎の「檄文」の背景となる、政治腐敗の具体的実態などを詳細に明らかにしたのであった。

なにしろ将軍家斉には、「夫人の外十六人の妾あり、二十四人の御手附あり、子を生む事五十九人に達し、大奥は殆ど娼家の如し」（前掲『日本経済史』第6巻P.605）といわれる異様な状況であった。この点、『新改正天保武鑑 御大名衆』（天保8年刊）の「御系図」によってみると、家斉の子女のうち諸大名へ養子にいった者だけで14人、諸大名夫人となった者13人、

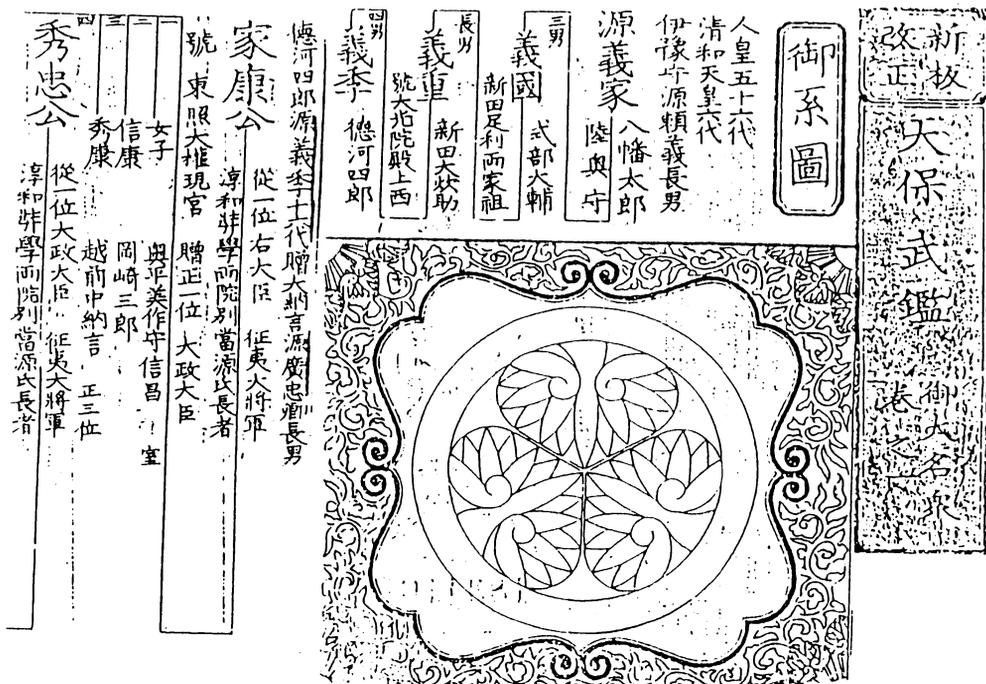
平成2年3月7日原稿受理

大阪産業大学 経営学部

早世者が23人におよんだことが明らかとなる（P.4～5の「御系図」参照）。このため、大奥の費用は莫大で「約20万両といわれ、幕府年間支出の10%弱」（北島正元『日本の歴史18幕藩制の苦悶』中央公論社 1966年刊行、P.292）に達する有様であった。

しかも家斉は、将軍職としての自覚に乏しく、安逸をむさぼり、放恣と怠惰、驕奢と頹廢にその身をまかせ、賄賂政治の横行と財政の窮迫、貨幣悪鑄と物価の高騰、飢饉災害の続発と貧民の激増にも全く眼をむけなかった。こうして、この悪風は幕閣のみならず、諸大名から下級武士、与力同心その他にいたるまでしみわたり、綱紀はいよいよ馳緩し、幕藩体制の危機は急テンポに深まった。

獵官や家格の向上、公事訴訟その他が、すべて幕閣ないし大奥との縁故、それらへの音物・つけ届の多寡によってきめられることとなり、水野出羽守忠成<sup>ただあきら</sup>の時代（文政1＝1818年、勝手掛老中、老中首座をへて天保5＝1834年没）には、田沼時代（明和4～天明6＝1767～1786年）をしのぐ風潮となった。駿州沼津の城主で老中首座の水野出羽守忠成は、松平越中守定信とは「全然相反した性格の持主で、大の賄賂是認者であった、と言ふよりは寧ろ歡迎者で」、「老中として全権を握る事前後十七年、此間賄賂請託によって諸家の格式の引上げ又は増禄したものは非常に多かった」。なにしろ「家斉が生存中は、之れが秘書官として御側去らず附いて居った、三権臣若年寄林肥後守忠英、御側御用取次水野美濃守忠篤、御小納戸頭取美濃部筑前守及中野播磨守（後に磧翁と改む）等に相当の手数料を払ひ、之等の人々の手を経て、内々に大御所の手元へ金品を贈り、己れの志望するよき役に就任を希望するなり、其官格の引上げなり、御加増を内願すれば、賄賂の次第によっては大抵の場合、其目的を達する事が出来た」（中瀬勝太郎『徳川時代の賄賂秘史』東洋経済新報社、1935年刊、P.132～163）といわれる。



號合德院殿

贈正一位 大相國

忠吉

清須城主松平陸擊守

信吉

水戶城主武田芳十代九

女子

北條相模守氏直

女子

蒲生飛騨守秀行

忠輝

後淺野攝守長成

戰直

越後少將上總守

類宣

尾張大納言 右兵衛督

類房

紀伊大納言 常陸守  
水戶中納言 左衛門督

女子

豐臣內大臣秀賴 藤中

女子

小松中納言利光 藤中

女子

越前宰相忠直 藤中

女子

京極若狹守忠高 室

董彰

長君 早世

號家光公

從一位左大臣左近衛大將 征夷大將軍

號大猷院殿

淳和辨學兩院別當源氏長者

忠長

贈正一位 大相國

正之

駿河大納言 從二位

女子

後水尾院中宮東福門院

家綱公

保科左中將 肥後守

號瀧有院殿

尾張大納言北友 藤中

董彰

贈正一位 大相國

號清陽院殿

龜松君 早世

女子

甲府從三位左馬頭

綱吉公

贈正一位 大相國

女子

松平北前守光高 室

號常憲院殿

贈正一位 大相國

董彰

德松君 早世

女子

紀伊中納言綱敷卿 藤中

號家宣公

正位內大臣右近衛大將 征夷大將軍

號文昭院殿

淳和辨學兩院別當源氏長者

董彰

贈正一位 大相國

家十代君

早世

大五郎君

早世

號有章院殿

贈正一位 大相國

號吉宗公

正位右大臣右近衛大將 征夷大將軍

號有德院殿

淳和辨學兩院別當源氏長者

號家重公

正位右大臣右近衛大將 征夷大將軍

號惇信院殿

淳和辨學兩院別當源氏長者

宗武卿

從三位中納言 右衛門督

董彰

元三君 早世

宗尹卿

從三位宰相 刑部卿

號家治公

正位右大臣右近衛大將 征夷大將軍

號浚明院殿

淳和辨學兩院別當源氏長者

重好卿

贈正一位 大相國

女子

從三位中納言 宮内卿

女子

十代姬君 早世

號家基公

從三位內大臣

號崇院殿

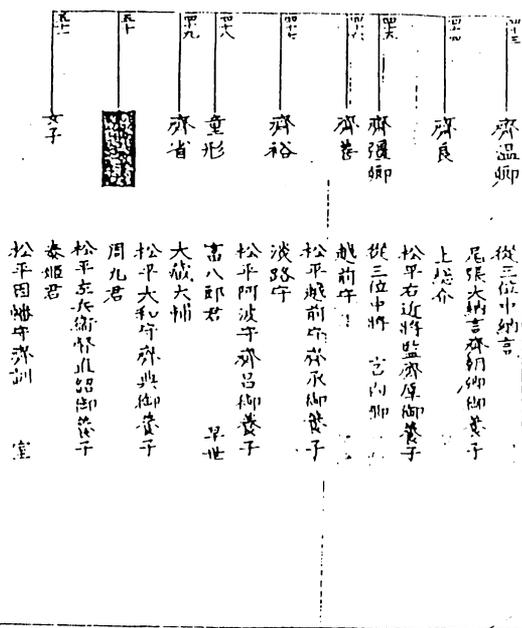
贈正一位 大相國

董彰

貞治郎君 早世

|     |     |              |
|-----|-----|--------------|
| 三   | 家慶公 | 從一位內大臣 右近衛大將 |
| 四   | 童形  | 敬之助君         |
| 五   | 童形  | 尾張大納言宗隆卿御養子  |
| 六   | 童形  | 敦之助君         |
| 七   | 女子  | 藤姫君          |
| 八   | 女子  | 松平政千代        |
| 九   | 童形  | 總姫君          |
| 十   | 女子  | 興三郎君         |
| 十一  | 女子  | 格姫君          |
| 十二  | 女子  | 香姫君          |
| 十三  | 女子  | 峯姫君          |
| 十四  | 女子  | 水戸中納言齊脩卿御中   |
| 十五  | 女子  | 享姫君          |
| 十六  | 童形  | 從二位大納言       |
| 十七  | 女子  | 紀伊大納言治部卿御養子  |
| 十八  | 童形  | 會姫君          |
| 十九  | 童形  | 時之助君         |
| 二十  | 女子  | 壽姫君          |
| 二十一 | 女子  | 淺姫君          |
| 二十二 | 女子  | 松平越前守齊承      |
| 二十三 | 童形  | 晴姫君          |
| 二十四 | 女子  | 虎千代君         |
| 二十五 | 女子  | 紀伊中納言治部卿御養子  |
| 二十六 | 女子  | 高姫君          |
| 二十七 | 女子  | 岸姫君          |
| 二十八 | 女子  | 元姫君          |

|     |    |              |
|-----|----|--------------|
| 一   | 童形 | 松平肥後守客旅      |
| 二   | 女子 | 友松君          |
| 三   | 童形 | 文姫君          |
| 四   | 童形 | 松平右京丞賴胤      |
| 五   | 童形 | 從三位中將 式部卿 早世 |
| 六   | 童形 | 從三位宰相 右衛門督   |
| 七   | 童形 | 田安大納言齊匡卿御養子  |
| 八   | 童形 | 範姫君          |
| 九   | 童形 | 盛姫君          |
| 十   | 童形 | 松平肥前守齊正      |
| 十一  | 童形 | 民部大輔         |
| 十二  | 童形 | 松平因幡守齊俊卿御養子  |
| 十三  | 童形 | 和姫君          |
| 十四  | 童形 | 松平修理大夫盛成     |
| 十五  | 童形 | 孝姫君          |
| 十六  | 童形 | 深姫君          |
| 十七  | 童形 | 加賀宰相齊基卿      |
| 十八  | 童形 | 興五郎君         |
| 十九  | 童形 | 卷河守          |
| 二十  | 童形 | 松平越後守齊孝卿御養子  |
| 二十一 | 童形 | 翠姫君          |
| 二十二 | 童形 | 久五郎君         |
| 二十三 | 童形 | 仲姫君          |
| 二十四 | 童形 | 信之進君         |
| 二十五 | 童形 | 末姫君          |
| 二十六 | 童形 | 松平安藝守齊齋      |
| 二十七 | 童形 | 陽七郎君         |
| 二十八 | 童形 | 喜代姫君         |
| 二十九 | 童形 | 酒井雅樂頭忠孝      |
| 三十  | 童形 | 永姫君          |
| 三十一 | 童形 | 德川民部卿齊位卿     |



(大阪府立中之島図書館所蔵)

しかし、「さしも幕政を<sup>ほしいまま</sup>擅にして居った大御所家齊も病には勝てず、遂に天保十二年正月三十日突如薨去した。茲に於て始めて勢いを得た老中水野越前守忠邦は、多年大御所の袖に隠れ、……幕政を蠹毒して居った水野美濃守、林肥後守、美濃部筑前守其他大奥の女官数十名を一時に鹹首し、所謂天保改革の第一歩」(同書、P.179)をふみ出すこととなっていく。そこで、この興味深い『徳川時代の賄賂秘史』(中瀬勝太郎著)以外にも重要な若干の史料を掘りおこし、当時の賄賂政治の実態と大塩事件勃発の社会経済史的背景をより深くさぐってみたい、と思うのである。

## II. 幕藩制下の賄賂政治の一端

——江川文庫所蔵『大塩平八郎関係書状類』を中心に——

この点、詳しくは、「幕閣迄まき込んだ一大不正事件の告発」として大塩事件をとらえた、NHK テレビの「配達されなかった大塩の三通の密書」(1989年6月30日)の基礎史料となったところの、近刊の仲田正之氏編の労作『大塩平八郎建議書』(文献出版刊)を大いに引用しなければならないが、すでに青木美智男氏の力作「箱根山麓豆州塚原新田で発見された大塩平八郎関係書状類」(『日本福祉大学研究紀要』No.59、1984年刊)によって紹介された、貴重な古文書類(江川文庫所蔵)のなかにも、大塩の「檄文」の素材となったと考えられる数多くの史実が含まれていたことを、ここに指摘しておく必要がある。とくに幕藩制下における官・財癒着、と賄賂政治、公事訴訟の金銀による解決ぶり、上は幕閣中枢から、下は与力同心・長吏非人頭にいたるまでの金権的体質が鋭く非難される一方、大塩を正義の味方、としてたたえたところの書状類もそのなかに含まれていたことを今日もっと注目する必要がある、と思われる。

げんに「摂河両国村々役人大坂町奉行与力同心ら非法につき訴状」(天保6年)には、鋭

く大坂町奉行批判、与力同心（とくに内山彦次郎）批判、長吏非人頭（とくに善吉）批判などがくりひろげられており、そこには「檄文」のなかの幕政批判、町政批判などの根拠となる、具体的史実が、次のとおりなまなましく書き記されているのである――。

「 乍恐書附を以奉願上候

一、当地両御番所と奉申上ル者忝も御当家

徳川様御出張役所と人皆存知居候處ニ御座候故、非儀無道成御取捌御座候、是非ニ及不申儀と奉畏、御請御裁許蒙乍居も、餘非道之御捌方明暮御恨ミ之もの数しらす、夫と申候茂西御奉行附之与力同心衆如何成得勝手非儀非道、代々歴代之普代之大小刀を指ス侍ニ無御座候、其銘々本意を忘れ、唯町人や百姓を相手ニ取扱、賄賂専ラ申請しを實として、当座当座之御奉行様之御気を察、随賞シ、武士之魂生仁政者忘れ果ニ御座候由、御交代之御勤被遊候御奉行様ニ於而者役向馴し侍中と御召仕も御座候得共、御当家諸国御役所いつれニおいても当地程非儀や無道之被成方御奉行様御直聞調べ被遊候ハ少しも無利者なけれども、御番所之御役所之と御大事なる御場所ニ而、併々之内宅で珍宝金銀沢山ニ貪り取交之印ニ其意得、自己之気仮勝手計ひ多分ニ御座候儀者、御奉行所様者御存もなく儀数多御座候、右ニ付町中并撰河播三ヶ国農工商も得言もセズ難儀致し苦勞仕候もの荒増書記御訴上申上候、取分而西御奉行様附組与力同心衆一同悪敷輩之其中ニも内山<sup>(ママ)</sup>藤次郎殿とやら

但、此彦次郎殿儀者極悪非道盜賊杯ニ仁恵を加へ捌キ遣し、夫故ニ実ニ悪事を働候者増長致し悦もの数しらす、依之悪もの生出増長ニおよひしハ、評定を取似せ侍、誠ニ律義正直本路二世を渡ル本路のもの者仁もなし、賄賂珍宝取尽し、評判を取穢多侍、右之氣質之弁なきもの者、桔梗仁恵之厚キ侍と賞も過りニ御座候、都而本意ニ叶候侍者稀<sup>(おの)</sup>ニ御座候得者、陥奢り貪り武士之大小刀差中ニも此彦次郎殿へ者当時之高名聞役と人々申之ニ付申上、

当地四ヶ所と唱候長吏非人頭

善 吉

式拾六才

但、善吉者内山彦次郎殿ニ賄賂取扱、撰河播三ヶ国番人を威し苦シメ、内ニ而者壹万石之御大名モ及ばぬ暮し向、普請立端ニ馬を飼、下男下女絹服着スハ云も更也、奢もの乞食ニ仲ヶ間身程過例も内山ニ含せ置候得者、大事なきものニ御座候」

「一、大御番所附御組与力同心衆者、侍ニ似タ大小差上下着之御盜賊、非儀無道之役人之行ハ己々之其罪を人ニ負せる事、委細ニ申上候者も無之候得者、露頭も無之御奉行様同心ニ御心得大きな顔して右手附手元之盜賊非儀無道者御構も無之、只末々番人枝葉之もの杯カ悪敷者も御取捌者愚ニや、扱下々之悪事者知たもの、先与力同心賄賂を申受る公事故障、捌方ニヒイキ之事者只一ツも無之カ、大坂中之糞小便や古手古道具屋者申ニ不及、何ニ迄も御上之御為筋と申之、町人百姓貪り、末之者も御上之為ニ聞ナレハ難有と悦ひ、其度毎ニ与力同心己之役料と申上、財宝金錢貪取候義、皆人々知ル所也、与力知行高式百石物成者八拾石ニ候得共、七八千石取之御旗本衆も及ばぬ暮し、日々酒肴衣類迄奢ル身之暮者、正路之武士之仕業ニ非ス、皆賊武士、在々農百姓公事毎金設、詔武士若哉悪事ハ露頭もすれば、数ニも足らぬ在番非人か悪ものとおハみへ附込、詔武士同心之心得方何役も同じことナレ共、就中盜賊方と被申付候御方者、御奉行より被仰付候由ニ而、四ヶ所長吏非人江申付、夫より在番非人江申付、町人百姓共之博奕又者小盜賊かすりものと名を付て、些も風聞悪敷もの者御地頭御

領主村役人之意見ニ而も相濟儀を、儒伴耆枚単物半切ニ而も盜取風聞スレハ差押召捕ヨト、茶屋宿屋へ皆呼寄馳走を乞、數日を重ねしニ付、大坂支配撰河播三ヶ国之村々多分之雜費入用、又其上に名前書懸り出役之同心とも名前書印、被捕候者之村方者勿論、盜賊売先質屋取次人之懸り村方迄右之宿屋江呼出し、是も懸りと名を付て盜賊者内山流の御憐愍杯と其場より追拂候」

そして最後に「正義の味方、としての「大塩平八郎様とやら申御与力」への民衆の期待と世直し（「世上治ル様ニ」）＝幕政改革への願望をこめて、こう切々と訴えられていることも大いに参考となるのである――。

「七八ヶ年程以前ニ大塩平八郎様とやら申御与力御出役、其節悪党之弓削と言与力切腹とやら、長吏小頭共者獄門打首夫々御仕置有之、当座ニ者世上治泰平楽と喜悅之間もなく、大塩様者御隠居被成候間、非道之内山殿とやら力世ニ出て、役人奢長而者神も佛も無之もの歟、悪事之盜賊杯江者憐愍を加へ増長をさせ評判を取ル者、扱世之中者浮鈔也、篤実律儀之ものても非道無罪之科を申受ルも時節と悲り哉、管相丞様之御流罪も有之と承り候得者、まして末々下郎凡夫ハ知れた事、併無罪を入牢追放ニ逢しものハ、嗚々口惜とやおもふらん、命を捨ルもの無キにもあらず、得と御勘弁可被成下候、右悪党之長吏共与力同心と馴合、己々之悪事をハ、末々下之もの江讓置能キ顔をする悪心を御察可被成下候、右入牢無罪御咎之ものへ跡家内まで難儀之趣申付候儀も侷有之、長吏小頭と申もの者在村々番人小頭共江者申含居候付、右悪事を知て居ても自分自分の持場千軒貳千軒之家數ニ而も無役場所違、何ニも長吏非人頭江遣不申候而も合い濟申候、只長吏小頭之悪事手元之鼻を引番人を貪り取立遣シ故、何ニも手より差出ハ不申候、番人右小頭ハ被申付難儀ニ付、無據村方百姓江貪、頭へ遣し候儀ニ御座候、在小頭共者長吏頭之悪事を包遣し候義ニ御座候、道を守候番人者邪魔ニ成候故、入牢追為致様ニ取成、上曇り下奢ル時とそ悲敷儀ニ御座候、委細者御聞合之上悲人頭之奢り貪り悪事、在番人之小頭共諂りのものへ悪事、得と御聞合世上之難儀を御助被下候ハ、重畳世々難有奉存候、みぎ之趣委細之義者関東御日附様江も申上置、若御影着も不被下候ハ、無據江戸表おるて御吟味役御老中様之御駕籠訴上も可仕、御当地ニ而片手打牢死犬死を為致而貰候儀者御免可被下候、両国之為ニ候得者名乗出御訴上可仕候間、今再応之御聞糺之上世上治ル様ニ偽奉希願上候、乍恐命ニ引替而も御糺

奉願上候、以上

天保六年

摂州河州両国

未閏七月

村々 役人」

（仲田正之編『大塩平八郎建議書』P.149～162も参照）

### Ⅲ. 金座の後藤三右衛門の『後藤家記録』にみる、幕藩制下の賄賂政治の実態

——東大史料編纂所蔵史料を中心に——

さて、ここに最近のたびかさなる調査でついに入手できた『後藤家記録』（東京大学史料編纂所蔵）という興味深い表題をもつ綴本（約150余枚）の写真版がある。これは、刑死した御金改役で、悪鑄により莫大な利益をあげ、幕府要路や自分自身のふところをこやし、天保改革の裏面の立役者、とされた後藤三右衛門（弘化2＝1845年4月入牢、10月処刑、50才）がのこした覚書類を丁寧に筆写したもので、それを写真版に撮影した、きわめて貴重な、化政期から天保改革期を根本的に見直すうえで不可欠の史料、といえるものである。

表 徳川幕府の1両小判実質価値の変化

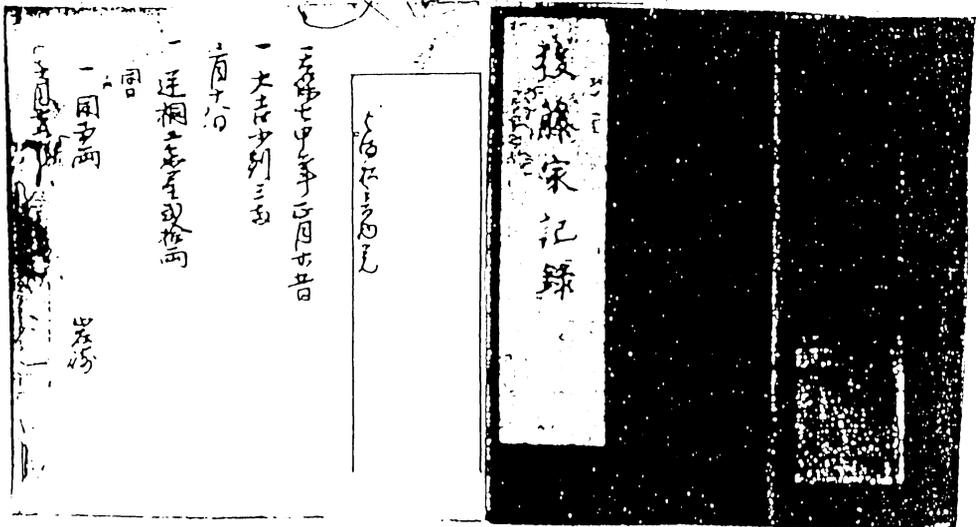
|        | 指定量目  | 規定品位   |        | 明治7年9月の価格 |
|--------|-------|--------|--------|-----------|
| 慶長小判   | 4.76匁 | 金842.9 | 銀157.1 | 1006錢42   |
| 元禄小判   | 4.76匁 | 573.7  | 426.3  | 666.57    |
| 宝永・乾字金 | 2.5匁  | 842.9  | 177.1  | 515.65    |
| 元文小判   | 3.5匁  | 657.1  | 312.5  | 575.89    |
| 文政小判   | 3.5匁  | 564.1  | 435.9  | 502.92    |
| 天保小判   | 3.0匁  | 567.8  | 432.2  | 436.63    |
| 安政小判   | 2.4匁  | 567.8  | 432.2  | 350.51    |
| 万延小判   | 0.88匁 | 567.8  | 432.2  | 130.43    |

〔備考〕小栗田章「日本の貨幣」から抜粋して作成 林 直道「金座の後藤三右衛門」『現代と思想』No.10 1972年12月号参照

この東大史料編纂所には、330冊におよぶ膨大な『後藤家史料』が保存されており、珍書奇書も少なくないが、なかでもこの『後藤家記録』は、入手当時、若き日の石井孝氏によって「天保改革政治の裏面を語る一史料」(『歴史学研究』vol. 7 .No.12.1937年刊)としてきわめて高く紹介されつつ、惜しいことに「嚴励無比、前代の弊風を一新したと言はれる天保改革政治の裏面にも、依然として賄賂請託が公行して居た」と慨嘆されるにとどまっていた稀覯文書なのである。

その後、作家の松永義弘氏により「天保改革、高官の袖の下」(『歴史と人物』1976年10月号、中央公論社刊)として興味深くアプローチされたが、なお部分的にとどまり、あまり学界・論壇の注目をひかないまま今日におよんだのは惜しいかぎりである。

この『記録』には、「評定所々相廻候書物之内金銀吹替之儀二付、後藤三右衛門建白之議論、鳥居甲斐守右三右衛門を選挙之上書等数ヶ条」や、「元文度之通 金銀吹直御損益凡調書」など興味深い史料をはじめ、後藤三右衛門の天保13～15(1842～44)年の『手元日記』や投獄される直前の天保14～弘化2(1843～45)年の『諸向音信贈答帳』、天保7～13(1836～42)年の『者満松音物覚』、天保13～15(1842～44)年の『役僚日記』その他、大塩事件勃発前夜から、天保改革をへて、その流産と投獄直前にいたる、きわめて重要な時期に、後藤三右





(1) 大塩事件勃発前後における老中・水野越前守への贈賄メモ

——『者満松音物覚』(天保7～13年)を中心に——

その全面的紹介は膨大なので、別の機会にゆずらざるをえないが、まずここでは『<sup>(漢)</sup>者満松音物覚』を中心に、天保7～13(1836～42)年の期間に金座の後藤三右衛門光亨が老中の水野越前守忠邦とその家老の岩崎彦右衛門に送った、バラエティに富む<sup>いんもつ</sup>音物の内幕を明らかにし、大塩の「檄文」の具体的背景を掘りさげる史料のひとつとしたい。

まず大塩事件勃発前年の天保7(1836)年の正月や3月には、後藤は特別に作った縁起物の大吉小判3両や、純金で価値の高い逆桐2朱20両を水野に贈り、逆桐5両を、水野の家老の岩崎にも、次のとおり贈っているのがわかる——。

「天保七申年正月廿五日

一、大吉小判三両

三月十八日

一、逆桐二朱金貳拾両

同日

一、同 五両 岩崎

十月廿六日

一、小刀柄老本 同人

十二月七日

一、金千疋」

天保8(1837)年の大塩事件勃発直前にも、正月に吉例として大吉小判3両を水野、同1両および銀5枚を岩崎へ、そして事件勃発前夜の2月6日には、なんと「武器料」として水野に200両、岩崎に10両、さらに14日に岩崎に金2,000疋を贈っている。そして大塩事件鎮圧後、水野が幕府の要職たる御勝手掛に任命された3月には、切子形根付時計(八角形の懐中時計)や雪舟の掛物、小道具料として金100両を贈って、その出世を祝っている。ついで5月以降、慶長金や元禄金、孔雀石置物、唐置時計、光琳掛物、銀具盃洗などを贈り、岩崎にもガラスの菓子鉢その他を贈ってご機嫌とりにこれ努めている。

「同八酉年正月廿二日

一、大吉小判三両

同日

一、同老両 岩崎

同日

一、銀五枚 同人

二月六日

武器料

一、貳百両

同日

一、拾両 岩崎

二月十四日

一、金貳千疋 岩崎

三月

一、切子形根付時計一柄

同日

一、雪舟懸物一幅価五両 岩崎

三月廿九日

小道具料

一、金百両

同日 三所物料

一、貳拾両 岩崎

五月

一、慶長金老両貳分

一、元禄老両老分貳朱

一、乾字壺両壺分  
 一、武藏壺両壺分  
 一、享保壺両壺分  
 同月 伊与青石代  
 一、金百六拾八両  
 同月 三所物代  
 一、金五拾両 岩崎  
 同月  
 一、古金六両貳分貳朱 同人  
 同月  
 一、孔雀石置物一 価八両  
 七月  
 一、唐置時計一 価壺両壺分  
 同月  
 一、光琳筆掛物一幅  
 一、根付時計一对 価三拾六両貳分  
 七月  
 一、金千両

一、百両 岩崎  
 九月  
 一、金銀香合一組 同人  
 十月  
 一、五兩判五枚  
 一、同貳枚 岩崎  
 十一月  
 一、保字小判分判 三拾両  
 同月  
 一、同拾両 岩崎  
 同月  
 一、枝珊瑚樹置物一鉢  
 一、キャマン菓子鉢 岩崎  
 十二月  
 一、銀具盃洗」

天保九(1838)年を迎えると、江戸城西丸が炎上し、その再建費用としての上納金を断るか、値切るかの下心からであろうか、後藤は水野への四品に対し、岩崎には銀袋香炉、キリコ筆洗など九品もの賄賂を贈り、いろいろと画策しているのが推察される。

「天保九戌年正月

一、大吉三両  
 一、同壺両 岩崎  
 二月  
 一、紫壇卓 同人  
 三月  
 一、小道具料百両 同人  
 三月  
 一、肉池壺本朱一本  
 同月  
 一、銀袋香炉 岩崎  
 七月  
 一、銀鷹香炉

同月  
 一、貳拾両 岩崎  
 一、キリコ筆洗 同人  
 八月  
 一、當百藤種 同人  
 八月  
 一、相阿弥四季富士四幅対  
 九月  
 一、枝珊瑚置物一 岩崎  
 十二月  
 一、銀舟形釣籠生<sup>ツリカゴイケ</sup> 同人」

天保10(1839)年にも、水野に四品に対して、岩崎に八品もの贈物をし、その歎心を買っている。珍しいものとして、三月水野にエレキテル(治療用の手動発電器)を贈っているの

も注目されるところであろう。

「天保十亥年正月

- 一、大吉小判 三両  
一、同 壹両 岩崎  
同月  
一、鮫鞘一本 同人  
同月  
一、根付時計一柄 同人  
三月  
一、金千疋  
同月  
一、銀三枚 岩崎  
同月  
一、エレキテル

五月

- 一、鶴皮壹枚  
同月  
一、廉乗作小柄<sup>カ</sup>壹本 岩崎  
五月  
一、上焼金三拾五両 同人  
九月  
一、切子小皿拾人前 同人  
十一月  
一、大小<sup>ツバ</sup>鑿一組価六両 同人」

さらに天保11 (1840) 年になると、今度は“官房長官”級では駄目で、“首相”そのものにより強く狙いをつけたのか、岩崎に六品に対し、水野には九品、とくに水野の趣味におそらくぴったりの聖賢障子図や古銅獅子置物、朱塗青貝手卓、枝珊瑚置物などのアンティーク類を贈って必死で何事かを嘆願している様子が推察される。

「同十一子年正月

- 一、大吉小判  
一、同壹両 岩崎  
正月  
一、聖賢障子図一卷  
三月  
一、枕時計一柄 岩崎  
七月  
一、鹿乗二所物 同人  
八月  
一、銀象眼紫壇台附妙鉢、価四拾一両  
八月  
一、古銅獅子置物 価拾四両貳分  
同月  
一、朱塗青貝手卓 価拾貳両

九月

- 一、金貳千疋 岩崎  
十月  
一、虎置物  
一、花欄台 価四拾三両程  
十二月  
一、枝珊瑚置物  
同月  
一、金千疋 岩崎  
十二月  
一、即乗作三所物 価百七十両  
同月  
一、吉晁作小柄壹本 岩崎」

## (2) 天保改革のまっただなかにおける水野への贈賄状態

——同『者満松音物覚』を中心に——

やがて天保改革の幕が切っておとされた天保12(1841)年に入ると、今度はまた水野へ五品に対し、岩崎へはなぜか八品(質は若干落ちるかもしれないが)の贈賄をしている。それにしても、一国の「総理大臣、その他にあたる、幕府の高官らが、庶民に過酷な質素儉約を強制し、御触の乱発で怨嗟の的となりつつ、あいもかわらず賄賂を平然と受けとり、「改革、改革」を唱え、むりやりそれを強行していった、冷徹そのものの、今も昔も変わらぬ姿には啞然とならざるをえないであろう。こうして「水野は自己の勢力に拮抗するものがなくなった事と好機とし、凡らゆる苛政を試みると共に随分手酷しい賄賂も取った」(前掲『徳川時代の賄賂秘史』P.183)とみられるのである。

### 「同十二年正月

一、大吉小判三両

一、同壱両 岩崎

#### 三月

一、長音銃

一、短冊懸 岩崎

#### 同月

一、玉烟堂法帖 価拾三両

#### 同月

一、五兩判一両 岩崎

#### 同月

一、金五両 同人

#### 同月

一、金絵徳利一本 同人

#### 十月

一、唐水牛一枚 価拾五両壱分

#### 同月

一、大形練皮鏝

#### 同月

一、同小形壱組 岩崎

#### 十一月

一、大牛皮一枚 同人

#### 十二月

一、金式千疋 同人」

ところが、このあとになると**天保9年**の水野への贈物として銀雲竜金、**天保13年**正月の大吉小判3両や信乗作の鏝1枚、岩崎への大吉小判1両などが追加記入されるにすぎなくなっている(そしてこの年以降は、同記録中の『手元日記』や『諸向音信贈答帳』などに、二人のみでなく鳥居甲斐守や堀大和守その他への巾ひろい贈賄の実態が息をのむように克明に記録されていくこととなるのである。この点は近刊の別著参照)。

### 「天保九成年十二月

一、銀雲竜金

#### 天保十三寅年正月

一、信乗作鏝一枚

#### 同正月

一、大吉小判三両

一、同壱両 岩崎」

以上のような老中水野越前守と家老・岩崎彦右衛門への贈賄メモにつづいて、年月も明記なく、ただ「覚」の見出しのもとに、①「小判一分判吹直し・五兩判吹立御用御礼」として

水野へ1,000両、岩崎その他へ300両、②西丸炎上（天保9年3月）再建費としての「上金御免内願の節の用達金」1,000両、「役人中へ音信分」300両その他が、次のとおり率直に書き記されているのはなほだ興味深い――。

「 覚

- 一、金千両 小判一分判吹直し五両判吹立御用被仰付候為御礼、水野越前守殿へ差上候分
- 一、金三百両 右同断ニ付右家老岩崎彦右衛門其外へ相贈候分
- 一、金千両 旧冬上 金十ヶ年賦納被仰付候為御礼水野越前守殿へ差上候分
- 一、金三百両 右同断ニ付右家老岩崎彦右衛門其外へ相贈候分
- 一、金千両 西丸炎上ニ付別段上金等御免内願之節越前守殿へ御用達候分、尤来亥四月限御返済之積
- 一、金三百両 右同断ニ付右役人中へ音信之分

附 札

メ三千九百両

|              |     |
|--------------|-----|
| 内 千五百四拾両貳分老朱 | 御役所 |
| 千六百貳拾壹両三分    | 金 座 |
| 七百三拾三両貳分三朱   | 吹 屋 |

### (3) リライトを迫られる天保改革と水野忠邦像

こうしてみると、従来天保改革の立役者・水野忠邦といえば冷徹・俊厳かつ潔癖な政治家としてのイメージがかなり強かったが、それがいまガラガラとくずれおちていくのを知り、いとめることができないであろう。事実「水野の力を持ってしても容易に賄賂は止めさす事が出来なかった」だけでなく、「越前守自身も相当賄賂を贈って」おり、「取りもして」いたことが一層明らかとなってきたのである。

すでに水野は、將軍家齊の愛妾お美代の方に結構な賄賂をおくり、そのとりなしによって老中の地位をかちえたこと、新將軍家慶に養女お雪を献じ、その歓心を買うとともに彼女に大奥の内情を偵察・報告させていたことも、次のとおり明らかになっている――。

「越前守は將軍家慶に如何して取り入るべきかにつき少なからず苦心した結果、當時の常套手段である愛妾献上の事を思付き、廣く美女を探し求めて居つた處、京橋南鍋町風月の娘お雪が絶世の美人である事を聞き込み、之れを懇望し、己れの養女としてもらい受け、行儀作法を仕込み、改めて將軍に差上げ、家慶の歡心を買ふと共に、之れをして大奥の事情を偵察報告せしむる事にしたのであった。

尚ほ此外に大御所家齊の愛妾お美代の方には屢々結構な賄賂を贈り、之れにより大御所への取りなしを乞ひ、漸くにして老中の地位を捷ち得たと云つてもよい位であつた。此事に就ては大谷木木蹇同の著燈前一睡夢に詳記して居る處である」（前掲『徳川時代の賄賂秘史』P.180）

しかも、「水野の緊縮弾圧政策は凡らゆる方面に苛酷厳粛に行はれ、之に加へて町奉行鳥居甲斐守の冷酷苛政振りには実に言語に絶するものがあつたが、夫れは単なる表面上の事で、内面的には」、水野もまた「歴代執政者の轍をよくふみ、収賄については相当なもの」だつたようである。当時江戸っ子が水野に対し、「引札」で次のように揶揄していたのも大変興味深い――。

「 引札

乍レ憚書付を以て奉レ申上レ候

一 各様益々御機嫌能く、被レ遊レ御座、恐悦至極に奉レ存候、隨而私役向之儀者、以レ御蔭レ日増に繁昌仕、冥加至極難有仕合奉レ存候、尚又當十二月上旬より、諸品相改下直に賣出申候間、不レ限レ多少、御用向被レ仰付レ被下候様奉レ願上レ候、

尤其家格に不レ拘、御用向被レ仰付レ候御方は、御外見御外聞共宜敷様、御為第一に相考、御用向精々で出精之内、成就仕候様差上申候間御願競被レ遊可レ被下候、

依レ之諸品御直段左之通りに御座候

- |            |         |
|------------|---------|
| 一 金紋御挾箱蓑箱共 | 代金壹萬兩より |
| 一 虎之皮御鞆履   | 代金五千兩より |
| 一 御枕鍔并御打物  | 代金八千兩より |
| 一 宰相之御昇進   | 代金壹萬兩より |
| 一 中將へ御昇進   | 代金五千兩より |
| 一 大將へ御昇進   | 代金五千兩より |

右之通に御座候

其外侍従、以下御側衆、三奉行者、不及申、諸役に御役付御望之方者、代金思召次第に可相成、出精相働、御役付被成候様仕差上可申候、

御大名方御役にてても、金銀にて被レ仰付レ候は、如何様六ヶ敷御用、格別にて相働き下直に差上可申候、且又金銀吹替之儀は、元來渡世に御座候兼々金銀座へ申談し、度々吹替之儀爲レ相願レ申候、右古金者高直に頂戴仕候、新金は下直に差上申候間、何卒御用向不限多少無滞被仰可被下候

遠國へ御差出し被遊候御方にてても、御徳分と相成候様仕法仕度、別紙御觸之通り相違無御座候間、無滞御引替被遊被下候様共々も此段偏に奉願上候恐惶謹言

本國遠州濱松

出張所江戸馬場先御門内

現金掛値なし

西ノ丸下角

水野越前大掾

取次賣弘所向島

中野隱居

追て不遠奥州棚倉へ所替仕候間、無御油断、唯今之内、御用向被仰付可被下候様奉願上、候以上（天言筆記卷二）」

これらによると、水野もまた「地位と権威を利用して以上の様な賄賂を取って資格の引上げ又は売官をして居った事は想像するに難くない」(前掲『徳川時代の賄賂秘史』P.193~196)のである。

さらに「越前守罪状捨札之写」という諧謔断罪状によれば、次のとおり後藤三右衛門から3,000両、高嶋四郎太夫より6万両、札差等より3万両など収賄の嫌疑が水野にかけられているのがわかる――。

#### 「捨札之寫

遠州無城越前小僧 卯五十五

此者儀、厚き御恩澤を蒙り乍ら之れを忘却致し、私慾を長し其上**金銀吹替**に付、**後藤三右衛門**より三千兩、**長崎表高嶋四郎太夫**より内々頼を請け**金六萬兩**にて御咎を免し、**札差共より金三萬兩**、**弃捐被仰出間敷儀**を請合、江戸御府内は勿論諸國一同難澁に落し入れ候段、重々不屈至極に付、**西丸下引廻之上**、於上品川一重き罪科に行ふもの也 (天言筆記卷四三)

(同書. P.197)

また、「名町奉行と云はれた矢部(駿河守)も気が引けてならない位、賄賂を贈って立身した」(同書. P.184)といわれることも付け加えておこう。

#### (4) 贈賄者＝後藤三右衛門の富の蓄積の秘密

なお、金座の後藤三右衛門が改鑄によってどれほど儲け、どれだけの富を蓄積していったかについて、**林直道**氏の興味あふれる論稿「**金座の後藤三右衛門**」(『現代と思想』No.10 1792年刊)によれば、鑄造高の1~1.7%をグロスの利益として獲得、これが「諸大名にたいする高利貸付に運用され、雪だるま式に増殖」、その財産は「百万両ともいい、二百万両ともいう」として、次のとおり指摘されている――。

「後藤<sup>ゝ</sup>金座、の長、すなわち大判をのぞくすべての金貨の独占的生産者として巨万の富を積んだ……………。浪費將軍家齊はその華美放侈の財源を通貨改鑄によって賄ったことは多くの史家の指摘するところであり、また『貨幣秘録』によれば、天保九年、十二年の改鑄による出目はそれぞれ百万両を突破したとされている(ちなみに天保十三年における幕府の財政は歳入110万余両、歳出163万余両、差引き53万余両の赤字であったから、一回の出目で二年分の赤字を埋めた勘定になる)」

「さて、三右衛門が後藤家を嗣いでから、幸か不幸か、この改鑄・新造が矢つぎばやに命ぜられた。まず文化十五年、二分判金(俗称真中)吹立、文政二年、小判および一分金の吹替、文政七年、一朱金および新二分判金(草中)の吹立、天保三年、二朱金吹立、天保六年、当百錢鑄造、天保八年、五兩判の新鑄、同八年、小判および一分金の吹替、さらに天保錢の総吹替、等々といったぐあいである。

こうした立てつづけの吹立、吹替がすべて後藤の致富とストレートにつながった……………。後藤の収入は貨幣鑄造の金高にスライドして一定割合の手数料をうけとる建前となっている。それは<sup>ゝ</sup>分一金、といわれるとおり、原則として鑄造高の一分(1%)であったが、かなり変動もしたらしく、たとえば天保三年の二朱金鑄造のさいの資料によれば1,000両につき一

七兩余、すなわち1.7%強が後藤に与えられている。もちろんこれはネットの利潤ではなくてグロスであって、このなかから手代にたいする手当をはじめいっさいの諸経費を賄わなければならない（もっとも、金座職人の工賃は、別個に支給される）。それにしても分一金は後藤のおどろくべき致富を可能にした。

さらにこの貨幣的富は、例によって諸大名にたいする高利貸付に運用され、雪だるま式に増殖した。

かれの財産がはたしていくらあったか。一説には現金だけで百万両ともいい、二百万両ともいう」

また、竹越与三郎も『日本経済史』第5巻において、金銀「各座役人の所得は、硬貨鑄造高に対する歩一金にして、金座後藤氏、普通座人の受くる歩一金の外、特別の歩一と扶持とを受けたり」（P.443～444）として、後藤家の場合、歩二分（2%）以上取得したことを明らかにしている。

これに対し、徳富蘇峯は、膨大な著書『近世日本国民史 文政天保時代』（民友社、1928年刊）において、改鑄利益15%を提起し、次のごとくのべている――。

「古金の改鑄に際して、貨幣鑄造に要する諸入費歩一金、其他一切の工業費を去り、過剰する金を政府に納むるを<sup>きんせいふをさ</sup>出目納と云ひ、文政以來は、之を<sup>だめをさめ</sup>利益金と云へり。曾て二歩判三千三百八十兩餘を改鑄して、四百九十兩の<sup>い</sup>益金を得たりと云ふ。即ち一千兩に対し、百五十兩の割（一割五分）の<sup>りやうたい</sup>利益ありしなり」。（P.55～56）

また松永義弘氏の興味深い「天保改革、高官の袖の下」（『歴史と人物』1976年11月号）によると、天保二朱金の吹立の場合、鑄造高の3.8%を金座がとり、その44%を後藤家が取得した（21万5,415兩）、として次のように指摘している――。

「彼の経済的基盤は、鑄造金の手数料の取得にあり、鑄造高の三・八パーセントを金座がとり、その金座の手数料中より四四パーセントを後藤家がとる。例えば天保二朱金（天保三年～安政五年）の吹立（鑄造）では、

|        |            |
|--------|------------|
| 吹立高    | 1288万3700兩 |
| 金座手数料  | 48万9580兩   |
| 後藤家手数料 | 21万5415兩   |

の高額な所得があった。

三右衛門が金座長官として在職した二十七年間、二十回をこえる新鑄、改鑄を行ったのであるから、その財力は、想像をこえる」。

さらに川崎房五郎氏の「天保改革における後藤三右衛門と悴庄左衛門」（『江戸 その政治と社会』光風社刊P.189～193）でも、

「彼は金吹立ての利益金が多年改鑄のたびにあつて、貯えたとして六百万兩を幕府に献金し……私財を二十五万兩も寄付している」と書かれ、興味にみちた石井研堂の『天保改革鬼譚』（1926年春陽堂刊）から、次の箇所を引用されている――。

「天保十四年三月に嫌疑の廉で評定所に連れ行かれ、其跡へ多くの刑事方が来て、家財残らず封印をつけ、諸書類を押収し、別邸今戸の住居にも、同様封印を付けた。当時三右衛門

の家族は、家内と年若の倅一人、<sup>めかけ</sup>妾六人下女三十人下男三十三人、都合七十余人、土蔵の内を調べた所、市民の所有する古金銀を全部出させて、通貨に引換を強要した時代に拘らず、通用停止の保字小判七万五千両、文字小判二万両、五両判五千両等を石櫃内に<sup>おさ</sup>蔵め、其外延金灰吹銀及び古金銀等、総計十八万余両有った」(P.135)

\*

こうして、大塩事件勃発前後の歴史的背景をみてくると、「檄文」に記された<sup>め</sup>官・財癒着、<sup>め</sup>賄賂政治＝政治腐敗の実態と幕政の末期的な症状は、まさに想像以上のものであり、<sup>め</sup>大御所時代50年間の失政に対する弾劾、の鉄槌としての事件勃発の歴史的社会的必然性がもはや十分に明らかとなったのではなからうか、と思う。

#### 〈追記〉

この東大史料編纂所所蔵の稀観本『後藤家記録』についての詳細と全内容は、近刊の別著で明らかにする予定であるが、この機会に東大教養学部<sup>め</sup>の趙成勲氏や史料編纂所の中村敬子氏に、この貴重な史料発掘のためにたびかさなる、無理なお願いをして大変お世話になったことを厚く感謝する次第である。